

社会教育機関等（公民館）の移管について

社会教育行政にご理解ご協力いただきまして、ありがとうございます。

委員の皆さんにご報告いたします。

令和6年4月から

市民センターの市民会館と公民館の事務分掌を教育委員会から市長部局へ移管することになりました。

公民館では公民館講座等を通じて得た知識や成果等を地域に還元していく仕組みづくりを進めていくきっかけとなることを考えております。

なお、社会教育機関等を市長部局が所管することとなった場合でも、社会教育法、博物館法等に基づく社会教育機関であることに変わりはなく、社会教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保、地域住民の意向の反映、学校教育との連携等に留意するとともに、多様性にも配慮した社会教育が適切に実施されるよう、定期的に既存の各種協議会、審議会等、総合教育会議及び教育委員会の会議等を通じ、教育委員会と情報を密にし、連携していく。また、条例改正や予算要望等、重要な案件については教育委員会の意見を聴取する場を設けることになっています。

芦屋市立公民間運営審議会について

社会教育の中での生涯学習の考え方や運営方針等について、今までどおり変わりはありませんので、ご報告いたします。

【移管への経緯】

移管については、

- ・令和5年11月2日の「令和5年度 第2回総合教育会議」で市長と教育委員会で合意がなされて、同年12月1日の芦屋市議会「第70号議案 芦屋市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について」で可決いたしました。

【芦屋市の背景と方向性】

芦屋市の状況といたしまして、人口減少局面に入り、過去の常識にとらわれない柔軟な発想でまちづくりに取り組み、「国際文化住宅都市」としての「まちの魅力」「まちの価値」を高める施策を推進して行く必要があります。

移管することによって、地域の拠点として他の機関と連携できる体制が整い、社会教育の更なる振興へつながることが期待できることと、社会教育を通じた「人づくり・つながりづくり」は、持続可能な「地域づくり」につながり、孤立しがちな人や、生きづらさを抱えた人々も含めた「共生社会」の実現を目指すことができること、教育領域のみではなく幅広い行政領域で行われる企業、大学、NPOや、地域の人材と連携協働することがより期待できることが挙げられます。

今後ともご理解とご協力を願いいたします。